

---

## ① 関連法について

---



まず初めに、「給水装置工事」の関連法について説明します。

## ～ ① 関連法について～

### 【講義内容】

- 1 指定給水装置工事事業者制度  
(指定事業者制度)
- 2 給水装置の構造及び材質の基準  
(構造・材質基準)

説明する内容は、こちらのとおりです。

#### 【参考】

- 指定給水装置工事事業者の制度について
- 給水装置の構造及び材質の基準について

の2点です。

# I 指定給水装置工事事業者制度 (指定事業者制度)



① 関連法について

それでは、指定事業者制度についてご説明します。

現在の指定事業者制度は、平成8年の水道法改正により、指定要件が全国一律に定められております。

それまでは、各水道事業体でそれぞれ指定要件などを定めていました。

札幌市でも1種(一般的な給水工事)・2種(大口径の設備系)で分かれていました。

## 水道法 第3節 指定給水装置工事事業者

- ・第25条の2 指定の申請
- ・第25条の3 指定の基準
- ・第25条の3の2 指定の更新（改正水道法で新たに規定）
- ・第25条の4 給水装置工事主任技術者
- ・第25条の7 変更の届出
- ・第25条の8 事業の基準
- ・第25条の9 主任技術者の立会
- ・第25条の10 報告又は資料の提出
- ・第25条の11 指定の取消し

① 関連法について

指定事業者に関する指定の申請、更新、変更の届出などの規則については、水道法第3節に一括で定められています。

中でも赤字で記載されている、指定の更新については、平成30年12月に成立となった改正水道法で新たに規定されました。

### 【参考】

各項目について順次説明をいたしますが、

皆さまに置かれましては、既に指定を受けていただいておりますので、『指定の申請』についての説明は割愛させていただきます。

# 指定事業者制度

## 指定の基準（水道法第25条の3）

- ① 事業所ごとに「給水装置工事主任技術者」を選任すること。
- ② 省令で定める機械器具を有すること。
- ③ 法律で定める欠格要件に該当しないこと。  
（誓約書の提出）

① 関連法について

まず初めに、指定の基準についてです。

基準はこちらに示している3つとなります。

### 【参考】

指定を受けるためには、①から③の3つの項目を満たさなければなりません。

②の省令で定める機械器具とは、

- ・金切りのこなど、管の切断用の機械器具
- ・やすり、パイプねじ切り器など、管の加工用の機械器具
- ・トーチランプ、パイプレンチなど、接合用の機械器具
- ・水圧テストポンプ

の4つを言います。

また、③の法律で定める欠格要件には、

- 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者（面積許可決定・破産手続き廃止の決定・再生計画認可・破産手続き開始後の決定後10年経過）
- 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者などの要件があります。

・業務に対して不誠実な行為とは一般的に水道に限らず、「過去において契約の締結等に不正又は不誠実な行為行っており、繰り返すことが想定されるものとなっています。

・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者(面積許可決定・破産手続き廃止の決定・再生計画認可・破産手続き開始後の決定後**10**年経過)

# 指定事業者制度

## 指定の更新（水道法第25条の3の2）

これまでの制度では...

所在不明の指定事業者が多数存在



5年ごとの更新制度を採用

効果

- 所在不明事業者の減少
- 指定事業者の資質の維持・向上

更新手続きを行わなければ... 指定事業者としての**効力を失う。**

① 関連法について



8

続いて、指定の更新についてです。

平成30年12月成立となった改定水道法以前の制度では、指定事業者が名称や所在地の変更、事業の廃止や休止をする際に、水道局へ、その届出を行わないことで、所在不明の指定事業者が多数存在するといった問題が、全国的に発生しました。

指定の更新制度には、そのような所在不明事業者の抑制や、指定事業者の資質の維持・向上という効果があります。

令和元年度からは、5年ごとに更新手続きを行わなければ自動的に指定事業者としての効力を失うことになります。

# 指定事業者制度

## 主任技術者（水道法第25条の4）

- ① 事業所ごとに主任技術者を選任すること。
- ② 主任技術者を選任・解任したときは、遅滞なく届出を行うこと。  
※ 主任技術者が欠けた場合は、その日から2週間以内に新たに選任しなければならない。
- ③ 工事従事者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。
- ④ 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
  - (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
  - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
  - (3) 給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合していることの確認
  - (4) 水道事業者との連絡又は調整等

① 関連法について

続いて、主任技術者についてです。

指定の基準にもございましたが、主任技術者は事業所ごとに選任しなければなりません。

### 【参考】

また、選任した主任技術者がいなくなってしまった場合は、その日から2週間以内に別の主任技術者を選任しなければなりません。

主任技術者は、④のとおり、職務を誠実に行わなければなりません。

(4)の連絡調整が必要な事項には、

- ・ 給水管の分岐工事時における配水管の位置の確認
- ・ 工事を完了した旨の連絡

などがあります。



# 指定事業者制度

## 変更の届出（水道法第25条の7）

	変更事項	期限	様式	添付書類		
				【法人】	【個人】	
指定事項の変更	申請者の氏名・名称・住所	変更のあった日から <b>30日以内</b>	変更届出書 誓約書 証明書再交付願い※1	定款又は寄付行為(写) 登記簿謄本又は登記事項証明書 事業者証※1	住民票(写) 事業者証※1	
	<b>役員の氏名</b>		変更届出書 誓約書	登記簿謄本又は登記事項証明書		
	主任技術者の氏名・免状交付番号		変更届出書	主任技術者の免状又は技術者証の写し		
	電話番号・FAX番号※3			なし		
事業所の名称・所在地・代表者氏名、電話番号・FAX番号・Eメールアドレス※3						
<b>事業の廃止、休止、再開</b>	廃止・休止の日から <b>30日以内</b> 再開の日から <b>10日以内</b>	廃止・休止・再開届出書	事業者証※2			

※1 氏名・名称を変更する場合 ※2 事業を廃止する場合 ※3 札幌市独自の規定

① 関連法について

10

続いて、変更の届出についてです。

申し訳ありません。まず、訂正がございます。お渡ししている資料の個人氏名住所の変更欄に「外国人登録証明書」と記載されていますが、現在は必要ありません。個人の添付書類は住民票のみです。

変更事項が生じた際には、速やかに提出をお願いします。

また、手続きによって、提出書類が少しずつ変わりますので、ご注意ください。原本提出の無いものに関しては、郵送やEメールを登録していれば、Eメールにて変更届もできます

### 【参考】

指定事項に変更がある場合や事業を廃止、休止、再開するときは水道局に届出をしなければなりません。

特に、法人の役員の変更がされないケースが非常に多くあります。役員変更がある場合は、速やかに水道局へ届出を行いましょう。

また、指定事項の変更については、変更のあった日から30日以内となっています。そのため、登記事項証明書を提出する場合は、届出日から1カ月以内に発行され

たものを提出するようお願いしています。

なお、法律に規定する項目ではありませんが、電話やFAX等の連絡先に変更があった時においても、届出をお願いします。

# 指定事業者制度

## 事業の基準（水道法第25条の8）…施行規則第36条

厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

- ① 給水装置工事ごとに主任技術者を指名
- ② 分岐工事等の施行時には、技能を有する者を配置
- ③ 分岐工事等は、承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に合うように施行
- ④ 研修の機会の確保に努める
- ⑤ 構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しない／適さない機械器具を使用しない
- ⑥ 指名した主任技術者に工事記録を作成させ、3年間保存

### ① 関連法について

続いて、事業運営の基準についてです。

これは、指定事業者が最低限守るべき、事業の運営に関する事項を定めたものです。

指定事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければなりません。

具体的な基準の内容は、施行規則第36条に示されています。

①については、工事ごとに統括者となる者を明らかにすることで、責任体制を明確にしています。なお、指名を受けた主任技術者は、その職務を誠実に遂行しなければなりません。

不適正な施工があった場合には、厚生労働大臣から免状の返納命令を受けることがあります。

札幌市でも、免状返納の事例がありました。

②について、「技能を有する者」とは、配水管への分水栓取り付け、せん孔や給水管の接合、メータの取り付けなどの一連の作業において、適正かつ正確に実施することができる者をいいます。

資格で言えば、給水工事技術振興財団さまが実施されている「配管技能検定会の合格者」などがありますが、必要なのは「技能を有していること」であり、必ずしも資格が必要ということではありません。

④については、技術の進展や法令改正等に対応するため、指定事業者は、

主任技術者やその他の工事従事者に、研修の機会を確保するように努めることとなっております。

本日の講習も、その一環として開催しています。ここで得た知見は、会社に戻られましたら、他の方にも伝えていただくようお願いいたします。

⑤については、構造材質基準に適合した材料の使用、基準に適合する装置の組立、そして、これに必要な機械器具の使用を求めています。

構造材質基準については、この後の講義でもお話があります。

# 指定事業者制度

## 主任技術者の立会（水道法第25条の9）

水道事業者は、給水装置の検査を行うときは、当該給水装置工事に係る給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

## 報告・資料の提出（水道法第25条の10）

水道事業者は、指定事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事にし必要な報告又は資料の提出をを求めることができる。

① 関連法について

続いて、主任技術者の立会についてです。

水道事業者は、お客さまの給水装置を検査することができますが、この検査を的確に行うため、その工事を施行した主任技術者の立会いを、指定事業者に求めることができます。

次に、報告・資料の提出についてです。

水道事業者は、指定事業者に対し、施行した給水装置工事にし必要な報告または資料の提出を求めることができます。

# 指定事業者制度

## 指定の取消し（水道法第25条の11）

- ◎ 以下に該当するときは、**指定を取り消す**ことができる。
- ① 指定の基準に適合しなくなった
  - ② 主任技術者の選任・届出違反
  - ③ 変更、廃止、休止、再開の届出違反または虚偽の届出
  - ④ 適正な事業運営ができない
  - ⑤ 検査における主任技術者の立会の求めに対し、正当な理由なくこれに応じない
  - ⑥ 報告・資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じない。虚偽報告
  - ⑦ 水道施設の機能に障害を与え、または与えるおそれ大きいと判断されるとき
  - ⑧ 不正の手段により指定を受けた

① 関連法について

続いて、指定の取消しについてです。

水道事業者は、次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができます。

①～⑥は、先ほど説明させていただいた法令等に違反する場合が規定されております。

⑦について、一例としては、クロスコネクションなどにより、配水本管へ水道以外の水が逆流し、周辺へ多大な被害を及ぼした場合などがあげられます。

⑧は、指定事業者の指定を受ける際に、不正の手段を用いた場合が該当します。

以上が、指定の取消し要件です。

## 2 給水装置の構造及び材質の基準 (構造・材質基準)



次に、構造材質基準について、説明します。

## 構造・材質基準

### 給水装置の構造及び材質（水道法第25条の11）

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。



給水装置工事を適正に施行することができると認められるものを指定している。

① 関連法について



15

構造材質基準とは、給水装置が有すべき必要最低限の基準を示したものです。

「給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合すること」が大前提となっており、適合していなければ、水道局が給水を停止することもできます。

常時、水質基準に適合した水を供給するためには、給水装置からの水の汚染があってはなりません。

そのため、給水装置工事を適正に施行することが出来ると認められるものとして、事業者を指定しております。



## ◎ 施行令で定める給水装置の構造及び材質の基準 7 項目

- ① 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- ② 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- ③ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

① 関連法について

構造・材質基準は、政令第6条で7項目定められています。  
重要な項目ですので、必ず覚えてください。

- ①配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から**30cm**以上離れていること。  
分水の穿孔離隔のことです。こちらは管強度や健全な水圧の確保に関するものです。
- ②給水管の口径は、水の使用量に比べて著しく過大でないこと。  
こちらは過大口径であると、水が滞留し、健全な水質を保てないからです。
- ③配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。  
配水管の水圧低下や水撃圧の発生防止。ブースターポンプはユニットには減圧式逆流防止器がついています。

# 構造・材質基準

## ◎ 施行令で定める給水装置の構造及び材質の基準 7 項目

- ④ 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- ⑤ 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置を講ぜられていること。
- ⑥ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- ⑦ 水槽、プール、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

① 関連法について

④ 水圧等の荷重に対して耐力を有し、水の汚染や漏水のおそれがないこと。

給水装置の耐圧性能に関する事です。不浸透質の材料によりつくられたものであり、継目等から水が漏れ、又は汚水が吸引されるおそれがないものでなければならないとしたもの

⑤ 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が取られていること。

凍結や破壊を防ぐため、地下の一定以上の深さに埋設すること。埋設しない場合は管に防食、保温工事等を施すこと

⑥ 給水装置以外の水管に直接連結されていないこと。

井戸水等と連結してはならないということです

⑦ 水槽、プールなど、水を受ける器具や施設等に給水する給水装置は、水の逆流防止措置が取られていること。

水を受ける容器や施設等に給水する給水装置にあっては、給水装置内が負圧になった場合に貯留水等が逆流するおそれがあるので、それらと十分な吐水口空間を保持する、又は有効な逆流防止措置を具備する

以上の7項目となっております。

# 構造・材質基準

## ◎ 構造・材質基準の適合品

給水装置に用いる給水管や給水用具は『**基準適合品**』でなければならない。

基準適合品とは...

- 自己認証・第三者認証の証明があるもの。
- 基準を満足する製品規格の適合品である証明があるもの（JIS、JWWAなど）。

認証品	表示方法
日本産業規格品	J I Sマーク
社) 日本水道協会認証品	J W W Aマーク、検査証印
第三者認証品	各団体認証マーク
自己認証品	自社検査証印

① 関連法について

次に、構造・材質基準の適合品についてです。

給水管や給水用具は、『基準適合品』でなければなりません。

### 【参考】

基準適合品とは、製造者が自ら品質管理・製品検査を適正に行う自己認証や認証機関など第三者認証の証明があるもの、

JIS、JWWAなどの基準を満足する製品規格の適合品である証明があるものを言います。

ただしJISについては、水道用かどうかの確認が必要です。

札幌市ではもう一つ、JWWA規格内に「WSA B 116(金属継手耐震強化型)」が昨年10月より追加となりました。そちらも忘れずにご確認ください。

# 構造・材質基準

## ◎ 第三者認証機関による給水用具の認証マーク



(公社) 日本水道協会品質認証マーク



(一財) 日本燃焼機器検査協会認証マーク



(一財) 電気安全環境研究所認証マーク



(一財) 日本ガス機器検査協会認証マーク



(株) UL Japan認証マーク

① 関連法について

これらは、第三者認証機関による給水用具の認証マークです。  
このマークがついている給水用具は、基準適合品となっています。

これらについては、給水装置工事設計施工指針にも記載がありますので、ご確認ください。

以上が構造・材質基準についての説明となります。